

輪島市監査公表第1号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成30年10月24日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 漆谷 豊和



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成30年10月10日（水） 選挙管理委員会事務局

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 漆谷 豊和

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成30年度監査資料（平成30年4月から8月まで）に係る事務事業全般及び平成29年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○昨年度まで選挙管理委員会事務局に専任の書記長と書記を配置していたが、今年度から書記長職を総務課長が兼務し選挙事務を総務課職員で兼任し執行する体制に移行された。組織改編の長所を生かし選挙のない平常時から通常業務の中で選挙法規の理解を深め公正な選挙の執行に努めていただきたい。

○若者の投票率については現在市内の高等学校で行っている模擬投票の体験教育を継続的に実施していくことや、市民課と連携し住民票異動の届出の周知を図ることなどで投票率の向上に努めていただきたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。